

|     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 長 | 課 員 | 担 当 |
|     |     |     |     |     |     |     |

## 第 38 回議会改革推進会議 会議記録簿

|        |   |        |                                      |
|--------|---|--------|--------------------------------------|
| 開 催 日  | 平成 29 年 8 月 8 日 (火)   | 場 所    | 特別会議室                                |
| 開催時間   | 午後 1 時 30 分～午後 2 時 33 分   | 休憩時間   | 時 分～ 時 分                             |
|        |   |        | 時 分～ 時 分                             |
| 出席委員   | 全 員 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">欠席 1 名</span> (濱欠明宏委員、委員、委員) |        |                                      |
| その他出席者 | 広聴広報会議委員 (岩城元、小倉利之、二子賢一、黒沼繁樹、畑中勇吉)  | 事務局出席者 | 澤口道夫事務局長、及川忠則次長、水上恵一係長、大石美奈主査、長内紳悟主査 |

(適用・要旨)

進行：座長 中平浩志議長

○協議案件

### (1) 議会報告会及び政策形成サイクルのあり方について

・事務局より協議資料について説明が行われた。(事務局 大石、長内より)

・予算決算委員会の常任委員会化、さらに分科会を構成することで政策提言に繋げていくという狙いであるが、これまでの予算決算審査も分科会方式に変えることになるか。(小野寺勝也委員)

⇒予算決算審査そのものは従来通り議長を除く全議員で行うものである。その審査前後の動きとして、各分科会による施策評価を行い全体会で共有を図り、それを踏まえて本審査に臨むといったイメージである。(事務局 長内)

・政策形成サイクルの想定モデルでは、議会報告会はどう位置付けられ行われるか。(小野寺勝也委員)

⇒施策評価のプロセスの中で、ターゲットとなる関係者や住民と意見交換を行うことを想定している。栗原市議会同様に、意見交換の場で当該活動の議会報告もできると考える。また、サイクルのスタートとなる施策抽出にあたっての“住民意見”の拾い上げに関して、従来はその時点で住民意見を拾い上げる議会報告会を行ってきたが、議会報告会は政策形成プロセスの中で行うことに改めるため、施策抽出時には、過去の議会報告会や市政懇談会、かだつて×かだつて企画対談、かだつて会議、各種アンケート等より、幅広い層の住民意見から拾い上げることにしたいと考えている。(事務局 長内)

・議会報告会に関しては、広聴広報会議ではなく、3つの常任委員会単位で行われていくものと理解してよいか。(小野寺勝也委員)

⇒その通りである。ただし、広聴広報会議から広聴機能を外そうという考え方ではない。議会報告会だけが広聴活動ではなく、かだつて×かだつて企画対談も広聴活動であるし、例えばモニター制度の導入など新たな広聴活動の展開も図れるものとする。それが翻って、政策形成サイクルの施策抽出の際に生きてくる可能性がある。(事務局 長内)

・予算決算常任委員会の分科会で施策評価を行うようになれば、予算決算審査における質疑も分科会単位で行うことになるか。(豊巻直子委員)

⇒審査そのものは従来通りで行うものであり、事前評価を踏まえ、論点質疑を充実させることで政策提言に繋げようという狙いである。(中平浩志議長)

⇒委員会(分科会)の活動が活発化してくると、議員の一般質問や質疑についても個人調査をベースにしたものだけでなく、委員会調査をベースにしたものにも変わってくるという先進議会の例も聞く。いわゆるチーム議会になっていくという話を会津若松市議会の目黒議長から伺ったところである。例えば、議案審議においても委員会所管事務調査で論点整理したことを踏まえて、委員同士で連携しながら質疑を行っているようである。(事務局 長内)

・決算審査において分科会を開くことはないか。(上山昭彦委員)

⇒決算議案の審査そのものには分科会として関わらない。あくまで9月定例会議前までに各分科会で総合計画施策評価を軸に決算審査に向けた質疑の論点抽出を行うというもので、それらを全体会において共有したうえで、本審査に臨むというイメージである。(事務局 長内)

・9月定例会議前の早い段階で、市当局より決算関連資料を提出してもらわないと論点抽出ができないのではないか。(山口健一委員)

⇒施策評価にあたっての分析・評価ツールは、総合計画、前年度の主要な施策成果書、前年度の実施状況報告書で十分対応できると考える。(事務局 長内)

・分科会とはいえ、実質的には常任委員会で活動することになるが、予算決算常任委員会のもので分科会とする意図はどこにあるのか。(小野寺勝也委員)

⇒施策評価をサイクルの軸にして、さらに予算決算審査との連動も意識したミッションベース型の組織にしたほうが全体としても分科会としても狙いをもって動きがとりやすい。これは組織論にもなるが、会津若松市議会では政策討論会や予算決算常任委員会のそれぞれで常任委員会単位とする分科会を置くことによって、組織全体として段階を踏みながら政策的取組みを実現できている。もちろん常任委員会自体の活動もそれらと連動・補完し合っている。合同視察を踏まえて会津若松市議会の要素を取り入れたものである。(事務局 長内)

・常任委員会が施策評価として関係者等と意見交換するようになると、地区単位で議会報告をする機会がなくなるのではないか。(山口健一委員)

⇒施策評価にあたって政策的広聴としてターゲティングをする場合、例えばその施策に関してはステークホルダーとなる山根地区の住民に話を聞くべきといった状況が生まれてくると思っている。まったく地区単位で議会が出向くことがなくなるというものではない。(事務局 長内)

務局 長内)

・市の課題に合わせてターゲットを考えていくという考え方でよいか。(佐々木栄幸委員)  
⇒その通りである。(事務局 長内)

・これまでのように毎年地区別に出向いて意見を聞くことはなくなってしまうが、市政懇談会等の地区意見も共有したうえで施策評価に繋げていくのであれば、この考え方でよいのではないか。(山口健一委員)

⇒政策サイクルのなかで地区をターゲティングする場合もある。また、政策サイクルとは別ラインで広聴広報会議が広聴活動の展開のなかで行うこともできると考える。(事務局 長内)

・これまで決算特別委員会には議選監査委員が所属しなかったが、予算審査と決算審査を合せた常任委員会とした場合、その取り扱いをどう考えるか。(山口健一委員)

⇒本日の協議資料に示したとおり、全国的には予算決算常任委員会化に伴って議選監査委員を所属させることにしているケースが多い。また、今次の自治法改正により議選監査委員は条例によって選任しないことも可能となっている。ガバナンス強化の観点からより専門性の高い監査委員の必要性も求められており、そもそも議選監査委員制度が必要かどうかの是非も議論になり法改正に至っている。それらを考え合わせて、予算決算常任委員会には議選監査委員を所属させる考えである。(事務局 長内)

・予算決算常任委員会は常任委員改選期の9月から行うことになるか。(山口健一委員)

⇒本日の協議が整えば、常任委員改選期に向けて、予算決算常任委員会とする委員会条例の改正準備を進め、議会運営委員会にお諮りしたい。(事務局 長内)

・会派代表者である濱欠委員が欠席しているが、会派としてこの方向性で進めてよろしいか。本日協議した方向性が後戻りすることのないようお願いしたい。(山口健一委員)

⇒無断欠席であるので進めてよい。(黒沼繁樹委員)

⇒欠席した本人が悪いので進めてよい。(佐々木栄幸委員)

・本日の協議を踏まえ、9月常任委員改選期に合せて予算決算常任委員会化を進めることとする。

## (2) 定例会議日程(定例日)の再検討について

・事務局より協議資料について説明が行われた。(事務局 長内より)

・一日一常任委員会になった場合、委員会予備日を想定した日程となっているか。(小野寺勝也委員)

⇒6月定例会議の請願審査のように一日で審査が終了しない場合もある。予備日としての設定はないが、常任委員会日から最終の定例日まで数日間の猶予があるので、再審査は可能と

考える。(事務局 長内)

・定例会議日程について、変更案のとおり会期等条例の改正手続きを進めることとする。なお、本年度は現行条例のまま定例日変更対応とし、改正条例は翌年4月1日施行とする。

#### ○その他

・予算決算常任委員会化の方向性を踏まえ、後期常任委員改選の会派内調整を進めることとする。改めて次回会派代表者協議会で協議することとする。

・次回の会派代表者協議会において、各会派から選任委員の報告までするかどうか決めておくべきではないか。(澤里富雄委員)

⇒次回の会派代表者協議会にて選任委員の報告まで行うこととする。